

総務省

○ 地域経済循環創造事業交付金.....	P.1
○ 地域資源・事業化支援アドバイザー事業.....	P.2
○ 起業家誘致・人材サイクル事業.....	P.3
○ 地方公共団体を核とした地域経済循環創造事業.....	P.4
○ 人材力向上共同データ活用プロジェクト.....	P.5
○ 官民ラウンドテーブル推進事業.....	P.6
○ 分散型エネルギーインフラプロジェクト.....	P.7
○ 地域の元気創造プラットフォーム.....	P.8
○ 公共クラウド構築プロジェクト.....	P.9
○ 地域文化デジタル化事業.....	P.10
○ 公民連携によるまちなか再生の研究.....	P.11
○ 暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業.....	P.12
○ 地域における生活支援サービス提供の実証事業.....	P.13
○ コミュニティファンド・ベンチャーファンド形成支援事業.....	P.14
○ 中心市街地再活性化特別対策事業.....	P.15
○ 過疎地域における税制の特例.....	P.16
○ 過疎地域等自立活性化推進交付金.....	P.17
○ 過疎地域自立活性化優良事例表彰.....	P.18
○ 地域の担い手創造事業.....	P.19
○ 「域学連携」地域活力創出モデル実証事業.....	P.20
○ 地域おこし協力隊事業.....	P.21
○ 子ども農山漁村交流による地域活性化モデル事業.....	P.22
○ 人材力活性化事業.....	P.23
○ 定住自立圏構想の推進.....	P.24
○ 外部専門家招へい事業.....	P.25
○ 地域力創造のための起業者定住促進モデル事業.....	P.26

○ 地域おこし企業人.....	P.27
○ 地方自治法施行 60 周年記念貨幣等発行事業.....	P.28
○ 地方分権振興交付金.....	P.29
○ コミュニティのあり方に関する調査研究事業.....	P.30
○ 自動音声翻訳技術の研究開発.....	P.31
○ 情報通信利用環境整備推進事業.....	P.32
○ 携帯電話等エリア整備事業.....	P.33
○ 戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)	P.34
○ 新世代通信網テストベッド(JGN-X)構築事業.....	P.35
○ ICT 地域マネージャー派遣事業.....	P.36
○ 地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援.....	P.37
○ 消防防災施設整備費補助金.....	P.38
○ 緊急消防援助隊の充実強化.....	P.39
○ 新たな広域連携モデル構築事業.....	P.40
○ 集落支援員事業.....	P.41

施策名	地域経済循環創造事業交付金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	1,500 -			
											公共	非公共							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)						
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備					継続						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		地域の元気創造プラン(平成25年 3月26日第7回経済財政諮問会 議提出)						
	P52~P54		P17 26行目~28行目 P31 25行目			P8 3行目~11行目													
概要 (支援の仕組み等)	地域の資源と資金(地域金融機関の融資等)を活用して、事業を起し、雇用を生み出す「地域経済イノベーションサイクル」の全国展開を推進するため、民間事業者が事業化段階で必要となる初期投資費用等に対して、地方自治体が助成する場合に、交付金を交付する。																		
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市町村																		
支援内容 (単価・水準等)	地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組み民間事業者が、事業化段階で必要となる初期投資費用等について、地方公共団体が助成する経費に対し、総務省が交付金として交付するもの(1事業あたり5,000万円上限)。																		
想定する具体的効果	<p>① 投資効果:地域金融機関の融資が可能となり、自治体の補助額に対して、相当程度の初期投資効果があること。 ※投資効果=(補助額+融資額)/補助額</p> <p>② 地元雇用創出効果:地域金融機関の支援を受けつつ事業が継続する間、自治体の補助額に対して、相当程度の雇用が創出されること。 ※地元雇用創出効果=地元雇用人件費の累計(事業継続期間(設定時は当初融資期間))/補助額</p> <p>③ 地元産業直接効果:地域金融機関の支援を受けつつ事業が継続する間、地元の産物を原材料として購入することにより、自治体の補助額に対して、相当程度の地元産業への直接効果が創出されること。 ※地元産業直接効果=地元原材料費の累計(事業継続期間(設定時は当初融資期間))/補助額</p> <p>④ 課税対象利益等創出効果:地域金融機関の支援を受けつつ事業が継続する間、自治体の補助額に対して、相当程度の課税対象利益等が創出され、税収が期待できること。 ※課税対象利益等創出効果=課税対象利益等(税引前営業利益+減価償却費相当)の累計(事業継続期間(設定時は当初融資期間))/補助額</p> <p>⑤ 地域課題解決効果:①~④までの効果に加え、事業化に伴い、本来であれば、公的事業として対応する必要があると考えられる様々な外部効果もたらされること。 (例) ・「廃棄物等の商品化」:廃棄物等の商品化(地場産品化)により、処理コストを減少させるとともに、地場産業への波及 ・「一次産品等高付加価値化」:一次産品等の高付加価値化により、地域ブランドの確立 ・「地元資源活用にぎわい創出」:地域の固有の文化や資源、高付加価値化サービスや商品によって、人々が集い、ビジネスが生まれる環境の創造 ・「流出資金域内還元」:資金を域内で循環させ、雇用の創出と地域資源の活用</p>																		
支援手続 (申請~交付決定)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での事業化を前提に、事業関係者(産学金官)の調整・支援を行う地方公共団体が、総務省に対して実施計画書を提出し、交付申請を行う ・総務省において、外部有識者による審査を実施 ・総務省より、地方公共団体に交付決定 ・地方公共団体より、事業実施主体に助成 																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-
省庁名	総務省																		
担当課室	地域力創造グループ地域政策課										電話(直通)		03-5253-5523						
URL																			

施策名	地域資源・事業化支援アドバイザー事業														予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	9 (30)									
	公共		非公共																										
	-		○																										
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策														(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策														区分(新規・継続・変更)
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)														②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備						継続				
	○														-				-										
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)				骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)				地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		地域の元氣創造プラン(平成25年 3月26日第7回経済財政諮問会 議提出)														
P52~P54				P17 26行目~28行目 P31 25行目				P8 3行目~11行目																					
概要 (支援の仕組み等)	地域資源を発掘し、その資源と資金を結びつけ、事業化をする各段階において、アドバイスを行う外部の有識者等を派遣したり、研修会を開催するもの。																												
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市町村																												
支援内容 (単価・水準等)	アドバイザーの謝金、旅費、日当・宿泊費を、委託業者を通じてアドバイザーへ支払う。 ・アドバイザー派遣回数については、25団体程度×5回程度(合計延べ125回程度)の派遣を想定。 ※派遣日数や回数等は、当課と派遣自治体との調整によるものとする。 ・1団体に1度に複数のアドバイザーを派遣する場合もあれば、1回の派遣で複数団体を訪問する場合もある。 ・1団体あたりの経費の上限額は30万円。																												
想定する具体的な効果	あと一歩で持続的な事業展開が見込まれる事業について、課題解決型の専門的な助言を行うことが出来るアドバイザーを派遣することで、地域の人々だけでは気づくことのなかった地域資源の独自の価値の把握等が可能になり、事業化に向けた取組が促進される。																												
支援手続 (申請~交付決定)	支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。 ・都道府県を通じて、都道府県、市区町村に公募。 ・期限までに提出があった事業について、本事業の趣旨に対してアドバイザーを派遣。																												
変更のポイント	-																												
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																								
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他										
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
省庁名	総務省																												
担当課室	地域力創造グループ地域政策課														電話(直通)		03-5253-5523												
URL																													

施策名	起業家誘致・人材サイクル事業														予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	9 (30)
	公共		非公共																	
	-		○		-		-													
施策の位置付け (該当に○印)	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策														区分(新規・継続・変更)					
	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策 ①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)														②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備		継続	
	○														-		-		-	
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)				骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)				地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		地域の元気創造プラン(平成25年3月26日第7回経済財政諮問会議提出)					
P52~P54				P17 26行目~28行目 P31 25行目				P8 3行目~11行目												
概要 (支援の仕組み等)	都市圏の大手企業・金融機関等(首都圏等の企業)での勤務経験のあるキャリア豊富なミドル・シニア人材(エキスパート人材)を、地域資源を活かした事業を実施する地方の民間企業等(地域の元気創造企業)に派遣し、産・学・金・官が連携した事業の立ち上げ、運営、販路開拓、事業採算性等に関する課題解決を支援する仕組みを構築する。																			
支援対象者 (実施主体)	事業者																			
支援内容 (単価・水準等)	首都圏等の企業での勤務経験のあるエキスパート人材の情報と、地域の元気創造企業における求人情報をポータルサイト上の掲載し、両者のシーズ/ニーズマッチングを行う。																			
想定する具体的効果	○事業化プロセスに応じたきめ細やかな支援策の一環として、地域の元気創造企業と首都圏等の企業のエキスパート人材とのシーズ/ニーズマッチングを行い、全国各地で事業化を促進することで、地域経済イノベーションサイクルの構築にあたり、人材面からの支援効果が期待される。 ・地域の元気創造企業が、首都圏等の企業での勤務経験のあるエキスパート人材のノウハウを活用し、地域資源を活用した事業の立ち上げを行うことにより、地域雇用創出などの経済波及効果が期待される。 ・役職定年者、雇用延長者等の企業人材の多角的活用により、人材の流動化が図られるとともに、Iターン・Uターン希望者等の地方への定住が促進される。																			
支援手続 (申請~交付決定)	ポータルサイト上に ・地域の元気創造企業は、地域資源を活用した事業の立ち上げに必要な人材の情報 ・首都圏等の企業は、地域への派遣を希望する人材の情報を掲載し、ポータルサイトの機能を活用して、地域の元気創造企業と首都圏等の企業のエキスパート人材とのシーズ/ニーズマッチングを行う。																			
変更のポイント	平成25年度は、首都圏等の企業のエキスパート人材を地域の元気創造企業に派遣するモデルを構築するため、エキスパート人材の受入経費の支援を行ったが、平成26年度においては、マッチングの仕組み構築に特化した形で事業を行う。																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
省庁名	総務省																			
担当課室	地域力創造グループ地域政策課														電話(直通)		03-5253-5523			
URL																				

施策名	地方公共団体を核とした地域経済循環創造事業														予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	17 (25)
															公共	非公共				
															-	○	-	-		
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策														区分(新規・継続・変更)			
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)				②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備				継続					
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)				地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		地域の元氣創造プラン(平成25年 3月26日第7回経済財政諮問会 議提出)							
	P52~P54		P17 26行目~28行目 P31 25行目				P8 3行目~11行目													
概要 (支援の仕組み等)	地域経済循環の創造にあたり、重要な要素である将来キャッシュフローを検証するに当たっての考え方を調査分析するとともに、地域経済循環創造事業の事業化を検討する団体(企業)を募集し、将来にわたるキャッシュフローの確保に向けた市場調査の支援を行うことによって、地域経済循環創造の事業化を検討する各地の取組を支援。																			
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市町村																			
支援内容 (単価・水準等)	地域経済循環創造事業交付金の交付団体における取組や地域金融機関等から十分な出資や融資を受けられなかった取組等から、キャッシュフローをいかに確保するかという見地から、事業化の事例を収集し、その背景にある課題や解決方法を調査することで、地域資源を活用した新たな事業化の方策等を検討し、地域にフィードバックする。																			
想定する具体的効果	様々な事例の課題や解決方法を整理して地域にフィードバックを行い、地域の資源と資金を活用した取組の事業化を促進することで、設備投資の増加、地元雇用の創出、地元原材料の購入、地方税収の増加などの経済波及効果が創出される。																			
支援手続	調査分析の結果を地域にフィードバックし、事業化を検討する自治体が抽出された課題や解決方法等を活用して取組を進める。																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他	
	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
省庁名	総務省																			
担当課室	地域力創造グループ地域政策課														電話(直通)		03-5253-5523			
URL																				

施策名	人材力向上共同データ活用プロジェクト														予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	9 (20)
															公共	非公共				
															-	○	-	-		
施策の位置付け (該当に○印)	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策														区分(新規・継続・変更)					
	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策				①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)				②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備				継続			
	○				-				-				-				継続			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)				骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)				地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		地域の元氣創造プラン(平成25年 3月26日第7回経済財政諮問会 議提出)					
P52~P54				P17 26行目~28行目 P31 25行目				P8 3行目~11行目												
概要 (支援の仕組み等)	産学金官等が連携し、地域の資源や資金を活用した先進的で持続可能な地域活性化の取組について、全国の取組の動向を把握・整理し、その実態や傾向を分析するとともに、取組内容や事業化に際しての仕組みやノウハウ等のデータベース化や地域で起業等を行う人材育成のためのカリキュラム、基本教材の作成を行う。																			
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市町村、大学等																			
支援内容 (単価・水準等)	産学金官による新しい地域活性化の取組の普及・促進を図るため、地域の大学を拠点とした起業等の人材育成のためのカリキュラムの開発や教育活動等の取組みを支援する。																			
想定する具体的効果	大学と連携したデータベースの構築、起業等の人材育成のためのカリキュラムの開発等により、全国各地の地域経済循環に係るノウハウや実績を収集・分析するとともに、各地の産学金官地域ラウンドテーブルにフィードバックし、事業化に向けた取組を促進する。																			
支援手続 (申請~交付決定)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員を各大学に派遣し、地域の大学においてカリキュラムを実施。 ・本事業の請負業者から、各委員へ旅費・謝金の支払いを行う。(請負業者は入札にて選定。総務省から業者への支払いは年度末に一括で精算払い) 																			
変更のポイント	平成25年度事業で作成するカリキュラムを使用した講座を地域の大学で開催し、有効性について検証を行い、カリキュラムのブラッシュアップを図る。																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	-	○	○	
省庁名	総務省																			
担当課室	地域力創造グループ地域政策課														電話(直通)		03-5253-5523			
URL																				

施策名	官民ラウンドテーブル推進事業													予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	14 -	
														公共	非公共					
														-	○	-	-			
施策の位置付け (該当に○印)	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策													-		-	-	区分(新規・継続・変更)	新規	
	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策 ①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)													-		-	-			
	②地域間の交流・連携の推進													-		-	-	根拠法令等	地域の元気創造プラン(平成25年3月26日第7回経済財政諮問会議提出)	
	③地域の生活や産業の基盤整備													-		-	-			
概要 (支援の仕組み等)	地域の資源と資金を活用して、地域における経済循環を創造し、新たに持続可能な事業を起こすモデルである地域経済イノベーションサイクルの構築に向けて、産(事業者)、学(大学等)、金(地域金融機関)、官(地方公共団体)などの官民の関係者が連携する地域ラウンドテーブルを構築するための実証研究等を行う。																			
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市町村等																			
支援内容 (単価・水準等)	・各地域(全国の各ブロックを想定)ごとに官民の関係者が集うラウンドテーブルを構築するためのモデル実証事業を実施。開催経費等の支援を行う。 ・地域ラウンドテーブル構築事例の調査研究を行い、先進事例の分析や課題等の報告を行う。																			
想定する具体的効果	産学官地域ラウンドテーブルの関係者の連携体制を構築し、地域資源を活かした事業を立ち上げることにより、設備投資の増加、地元雇用の創出、地元原材料の購入、地方税収の増加などの様々な外部効果が期待される。																			
支援手続	(1)産(事業者)、学(大学等)、金(地域金融機関)、官(地方公共団体)など官民の関係者によるラウンドテーブルのモデル実証 (2)地域ラウンドテーブル構築事例の調査研究を行い、先進事例の分析や課題等の報告を行う																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	総務省																			
担当課室	地域力創造グループ地域政策課											電話(直通)		03-5253-5523						
URL																				

施策名	分散型エネルギーインフラプロジェクト										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	36 (70)				
											公共	非公共								
											-	○	-	-						
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)					
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			継続				
	○										-		-							
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		地域の元気創造プラン(平成25年3月26日第7回経済財政諮問会議提出)							
P73 25行目～P74 6行目		P17 26行目～28行目 P31 25行目			-															
概要 (支援の仕組み等)	電力の小売自由化で7.5兆円の市場が新しく地域にも開放されることなどを踏まえ、自立的で持続可能な分散型エネルギーインフラを官民連携して共同整備し、多様な新規企業を喚起することにより、地域でのエネルギー関連産業を地域経済の拡大の起爆剤とするもの。																			
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市町村																			
支援内容 (単価・水準等)	地域の特性を活かしたエネルギー事業導入計画(マスタープラン)を策定する自治体を支援。 1 地域内需要量調査(電力・熱等)(※1) 2 地域内可能供給能力調査(※2) 3 地域エネルギープロジェクトの基本構想 4 事業構造の設計と想定投資額の試算(※3) 5 資金調達構造プランの構築 6 ICTを活用した地域エネルギーマネジメントシステムの基本設計 (※1)対象地域内に所在する家庭、工場、オフィス等、需要パターンの異なる各需要家の需要を調査し、それを平準化した場合の需要パターン案を作成 (※2)発電や熱供給などの可能性と具体的な供給能力を試算 (※3)広域熱供給管等の下部インフラ及び地域のエネルギー企業群の想定投資額を試算																			
想定する具体的効果	①自立的で持続可能な地域エネルギーシステムの構築 ②電力の小売り自由化を踏まえた地域経済循環の創出 ③多様な新規企業の喚起																			
支援手続 (申請～交付決定)	総務省が提案募集し、自治体が応募。当該応募を受け、外部審査員の提案評価を経て委託先候補を決定。その後、総務省と委託先団体が契約を締結し、委託事業開始。委託事業終了後、委託先団体が平成27年3月までに総務省に委託事業の実績を報告。																			
変更のポイント																				
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山村漁村	集落	地域産業、IPヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-		○	-	○	-
省庁名	総務省																			
担当課室	地域力創造グループ地域政策課										電話(直通)		03-5253-5523							
URL																				

施策名	地域の元気創造プラットフォーム														予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	37 (30)																								
															公共	非公共																												
															-	○	-	-																										
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策														(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策														区分(新規・継続・変更)															
	○														-															継続														
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)														骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)														地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)														根拠法令等	地域の元気創造プラン(平成25年 3月26日第7回経済財政諮問会 議提出)
	P52~P54														P17 26行目~28行目 P31 25行目														P8 3行目~11行目															
概要 (支援の仕組み等)	地域の元気創造の取組を行うにあたっては、有識者や他自治体等との情報交換、ノウハウの共有が不可欠である。「地域の元気創造プラットフォーム」は、自治体やNPO、地域住民、有識者等が、地域での取組に当たっての悩みや課題、試行錯誤の過程やノウハウ、取組の実情等について、即時的に意見交換や情報収集を行える仕組みとして構築したものであり、「地域資源を生かして、人や資金の自立循環を促し、活力ある地域づくり」の実現に向けた事業を促進することを目的としている。																																											
支援対象者 (実施主体)	自治体職員、人材バンク登録者等(インターネットにより閲覧は誰でも可能)																																											
支援内容 (単価・水準等)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の元気創造プランの先行事例、人材バンク(地域で活躍する人材紹介)、イベントカレンダー(地域の行事・祭りの紹介)等のデータベース化。 自治体においてシステム上の調査票に入力するだけで、データが瞬時に自動集計される仕組みを構築。WEBとLGWANを活用した一斉調査(総務省→全自治体、希望自治体→他自治体)が可能。 SNSを活用して、自治体職員相互でのノウハウの交換等が可能。 																																											
想定する具体的効果	<ul style="list-style-type: none"> 体系化されたフォーマットにより、地域別、カテゴリ別、キーワード等による様々な検索が可能であり、人材の育成や組織づくり、住民と連携した取組の実施を促進する。 有識者や他自治体との情報交換、ノウハウの共有が容易となり、各自治体等が施策の企画・立案の参考にするとともに、自らの施策を広く情報発信することができる。 一斉調査システムを活用することで、調査結果を自動集計、データベースへ蓄積。 																																											
支援手続 (申請~交付決定)	自治体(地域の元気創造担当課)にはID、PASSWORDを配付しており、地域の元気創造プラットフォームにコンテンツを作成可能。																																											
変更のポイント																																												
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																																							
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT ベンジ	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他																									
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																								
省庁名	総務省																																											
担当課室	地域力創造グループ地域政策課														電話(直通)				03-5253-5523																									
URL																																												

施策名	公共クラウド構築プロジェクト													予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	49 -
	公共		非公共																
	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
施策の位置付け (該当に○印)	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策															区分(新規・継続・変更)			
	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策			①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)				②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備						新規	
	-			-				-				○							
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)			骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)				地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		地域の元気創造プラン(平成25年 3月26日第7回経済財政諮問会 議提出)					
概要 (支援の仕組み等)	現在地方公共団体がそれぞれ提供している観光情報等、地方公共団体保有の行政情報をオープンデータ化し、民間事業者を含む様々な主体が共同で利用できる情報インフラである公共クラウドを整備し、民間活力を支援することで、地域の元気を創造する。																		
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市区町村																		
支援内容 (単価・水準等)	民間事業者等による積極的なオープンデータの利活用に繋がるよう、地方公共団体の保有するデータについて、オープン化におけるデータ構造の標準化等を行うことにより、公共クラウドの本格運用を促進する。																		
想定する具体的効果	地方公共団体の保有データを公開し、民間事業者等が活用可能にすることにより、新たな産業の創出等を通じた地域経済の活性化が図られる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	公共クラウドの本格運用に必要なデータについて、民間ニーズやアップロードの方法等を調査・検討し、結果を地方公共団体に提示することにより、公共クラウドの活用に資する。																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT ベンション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
省庁名	総務省																		
担当課室	地域力創造グループ地域政策課、地域情報政策室													電話(直通)		03-5253-5525			
URL																			

施策名	地域文化デジタル化事業											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	-		
												公共	非公共						
												-	○	-	○			-	
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)			
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)											②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			継続		
	-											○		-		地方交付税法			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)											骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等	
概要 (支援の仕組み等)	原本画像の活用が実施又は計画されている、地域の美術館等保存の有形文化財や地域の祭礼等の無形文化財等のデジタルコンテンツを整備する事業に要する経費について、交付税を措置する。																		
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市区町村																		
支援内容 (単価・水準等)	地域の特色ある文化や文化財等について、デジタル・データの静止画や動画などのデジタル・コンテンツを作成するために要する経費について、交付税を措置する。																		
想定する具体的効果	過疎化や高齢化等により消滅の危機にある地域に根ざした伝統芸能、習俗等の地域文化をデジタル・コンテンツ化することにより保存及び継承し、また、新たな知識・文化を生み出すデジタル資産を構築する。																		
支援手続 (申請～交付決定)	地方公共団体が、地域の美術館等保存の有形文化財や地域の祭礼等の無形文化財等についてのデジタル・コンテンツを作成するための経費に対して、交付税を措置する。																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー
	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	○	-	-
省庁名	総務省																		
担当課室	地域力創造グループ地域情報政策室											電話(直通)		03-5253-5525					
URL	http://www.soumu.go.jp/denshijiti/pdf/061031_1.pdf																		

施策名	公民連携によるまちなか再生の研究											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	21 -		
												公共	非公共						
												-	○	-	-				
施策の位置付け (該当に○印)	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策													区分(新規・継続・変更)					
	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備											
		-	○			-			-					新規					
		日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)	骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等							-			
-	-			-															
概要 (支援の仕組み等)	コミュニティが主体となり、コミュニティと行政の連携によって、衰退している地方の中小都市の「まちなか」を活性化する方策を研究することを通じて、「まちなか」が有する暮らしに不可欠な都市機能を維持することを目的に、本調査研究事業を行う。																		
支援対象者 (実施主体)	市町村、事業者																		
支援内容 (単価・水準等)	市町村又は事業者の実施するモデル事業にかかる経費について、1団体につき250万円程度の実証委託費を支払う。																		
想定する具体的効果	地方都市は疲弊し、「まちなか」からは商業集積をはじめとした都市機能が失われつつある。また、「まちなか」の機能喪失は、公共交通を通じて「まちなか」と繋がっていた周辺圏域の暮らしの機能を低下させている。本事業では、このような中小都市の「まちなか」をコミュニティが主体となって持続的に活性化させるためのノウハウをモデル事業や研究会を通して獲得し、全国の地方の中小都市に普及させる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	支援を受けるまでの手順は、以下のとおり ○市町村、事業者を対象としてモデル事業を公募(都道府県を通じて) ○応募内容を有識者会議に諮り、モデル事業を選定 ○総務省の指定する受託業者とモデル事業実施団体との間で委託契約締結 ○モデル事業を実施し、必要経費を精算払い																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー
	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	総務省																		
担当課室	地域力創造グループ地域振興室											電話(直通)		03-5253-5533					
URL	-																		

施策名	暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	18 -									
											公共	非公共													
											-	○	-	-											
施策の位置付け (該当に○印)	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策												区分(新規・継続・変更)												
	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策													新規											
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備		-										
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等									
概要 (支援の仕組み等)										高齢化による生活機能の低下、人口減少・過疎化による集落の生活支援機能の低下が顕著な地域が増える中、生活支援サービスを提供する地域運営組織が抱える資金や運営のあり方などの様々な課題について調査研究を行う。															
支援対象者 (実施主体)										市町村、事業者															
支援内容 (単価・水準等)										生活支援サービスを提供する地域運営組織が抱える資金や運営のあり方などの様々な課題について市町村又は事業者の実施するモデル事業にかかる経費について支援する。															
想定する具体的な効果										過疎化、高齢化という問題は全国の条件不利地域に共通する問題であるため、本事業で構築される総合生活支援サービスのモデルの応用や、研究で得られるノウハウの活用が可能となり、地域住民が主体となった生活支援サービスの取組が進むことが想定される。また、先進団体が抱える課題の解決は生活支援サービスを普及していく上で必要であり、国として支援を行うことで、先進団体における課題解決が促進され、かつ、ノウハウの取得にも効果的なものとなる。															
支援手続 (申請～交付決定)										支援を受けるまでの手順は、以下のとおり ○市町村、事業者を対象としてモデル事業を公募(都道府県を通じて) ○応募内容を有識者会議に諮り、モデル事業を選定 ○総務省の指定する受託業者とモデル事業実施団体との間で委託契約締結 ○モデル事業を実施し、必要経費を精算払い															
変更のポイント										-															
分類 (該当に○印)										地域類型の区分				施策類型の区分											
										大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT バージョン	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信
										-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名										総務省															
担当課室										地域力創造グループ地域振興室						電話(直通)		03-5253-5533							
URL																									

施策名	地域における生活支援サービス提供の実証事業													予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	15 -	
														公共	非公共					
														-	○	-	-			
施策の位置付け (該当に○印)	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策													-		-	-	-	-	
	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策			①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)				②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備		区分(新規・継続・変更)						
	-			○				-				-		新規						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)			骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)				地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		-						
-			P17 下から4行目～2行目				P12 下から9行目～P13 上から7行目													
概要 (支援の仕組み等)	小規模なコミュニティ組織が展開する総合生活支援サービスについて分析を行うとともに、地域の課題に具体的に取り組むモデル事業を選定し調査研究を行う。																			
支援対象者 (実施主体)	市町村、事業者																			
支援内容 (単価・水準等)	モデル事業として選定し、調査報告書に掲載。																			
想定する具体的効果	過疎化、高齢化という問題は全国の条件不利地域に共通する問題であるため、本事業で構築される総合生活支援サービスのモデルの応用や、研究で得られるノウハウの活用が可能となり、地域住民が主体となった生活支援サービスの取組が進むことが想定される。																			
支援手続 (申請～交付決定)	○モデル事業選定 ○ヒアリング、現地視察等を実施、調査報告書への掲載。																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT ベンション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	-	-	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-		-	-	-	-
省庁名	総務省																			
担当課室	地域力創造グループ地域振興室											電話(直通)		03-5253-5533						
URL																				

施策名	コミュニティファンド・ベンチャーファンド形成支援事業															予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	-
																公共	非公共				
																-	○	-	-		
施策の位置付け (該当に○印)	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策															-		-	-	区分(新規・継続・変更)	継続
	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策															-		-	-		
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)															-		-	-	根拠法令等	特別交付税に関する省令第4条第1項第1号表12、第5条1項3号イ20号
	②地域間の交流・連携の推進															-		-	-		
③地域の生活や産業の基盤整備															-		-	-			
概要 (支援の仕組み等)	コミュニティ・サービス事業者やいわゆるベンチャー企業等に投融資又は債務保証をするための資金として、地方公共団体が公益法人等に対して出資又は貸付を行い、ファンドを形成する事業を支援(特別交付税措置)。																				
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市町村																				
支援内容 (単価・水準等)	<p>コミュニティファンド</p> <p>1)コミュニティファンド形成支援事業に関する地方債の支払利子(起業化支援のために行う財団等への出資又は貸付金として、自治体が負担する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の、当該年度における償還金利子)。</p> <p>2)コミュニティファンドのための審査会等の経費助成(都道府県が起業化支援のために出資又は貸付を行った財団等が、当該財団等行う民間企業等への出資等の客観性や安全性等を担保するため、学識経験者や専門家から構成される審査委員会等を設置・運営するために要する経費)。</p> <p>3)コミュニティサービス事業者への金融機関に対する預託を通じて行う制度融資について、当該年度中に発生する預託利差。</p> <p>4)コミュニティサービス事業者に対し市町村が当該年度中に行う利子補給。</p> <p>5)コミュニティサービス事業者に対する経営指導に要する経費。</p> <p>ベンチャーファンド</p> <p>1)ベンチャーファンド形成支援事業に関する地方債の支払利子。</p> <p>2)ベンチャーファンドのための審査会等の経費助成。</p>																				
想定する具体的な効果	<p>コミュニティファンド</p> <p>地域住民のニーズに対応したサービス等を低廉で継続的に提供し、自らの利益の追求よりも地域課題の解決を目的とする事業等を資金面から支援し、住民サービスの向上や地域経済の活性化等を促進する。</p> <p>ベンチャーファンド</p> <p>いわゆるベンチャー企業等を資金面から支援し、地域経済の活性化や地域における雇用の増大等を促進する。</p>																				
支援手続 (申請～交付決定)	コミュニティ・サービス事業者やいわゆるベンチャー企業等に投融資又は債務保証をするための資金として、地方公共団体が公益法人等に対して出資又は貸付を行い、ファンドを形成する事業を支援した経費について、特別交付税の照会(3月分)に算定基礎数値として回答されたものを計上。																				
変更のポイント	-																				
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ		環境・エネルギー	その他	
	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○		
省庁名	総務省																				
担当課室	地域力創造グループ地域振興室												電話(直通)		03-5253-5533						
URL																					

施策名	中心市街地再活性化特別対策事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円)	-				
											公共	非公共			上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)					
											-	○	-	-		-				
施策の位置付け (該当に○印)	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策														区分(新規・継続・変更)					
	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策																			
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備		継続					
	○										-		-		継続					
支援内容 (単価・水準等)	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等	特別交付税に関する省令第3条第 1項第3号イ表82、附則第5条第6 項第2号				
	P50 13行目～23行目										P18 下から3行目～2行目		P12 下から12行目～10行目							
概要 (支援の仕組み等)	中心市街地活性化基本計画の認定を受けた市町村が実施するソフト事業に対して特別交付税措置を実施し、同じくハード事業に対して地方債の起債を認める。																			
支援対象者 (実施主体)	市町村																			
支援内容 (単価・水準等)	<p>ソフト事業</p> <p>中心市街地活性化基本計画に基づき実施するイベント等のソフト事業に要する経費について特別交付税措置をする。対象となるイベント等のソフト事業は、市町村が地域振興の観点から実施する中心市街地の活性化及び商店街等の振興整備のためのイベント等のソフト事業のうち、特に重要なもの(商店街振興組合等が実施するものに対し助成する場合を含む。)であること。</p> <p>特に重要な事業とは、下記の事業で、かつ、市町村の負担額(一般財源)が100万円を超えるものであること。</p> <p>① 市町村全域又はより広域的な範囲を対象としたイベント事業で、その内容、規模等に鑑みて中心市街地の活性化や商店街等の振興を主目的とするイベント事業(商業ベースのものを除く)の実施又は助成</p> <p>② 市町村全域又はより広域的な範囲の住民を対象とした中心市街地の活性化や商店街での購買活動に関する講習会、シンポジウム等の実施又は助成</p> <p>③ 市町村全域又はより広域的な範囲において実施する中心市街地活性化のためのまちづくりリーダーや商店街の後継者育成研修への助成</p> <p>④ 中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業の具体化に必要な詳細な資金計画・事業性評価・合意形成等の事業</p> <p>⑤ その他中心市街地の活性化や商店街の振興整備のために特に重要な事業</p> <p>ハード事業</p> <p>中心市街地活性化基本計画において位置付けられた中心市街地の再活性化のための単独事業について、特別交付税措置のある起債を認める。</p> <p>① 集客力を高める施設の整備(多目的広場、イベント広場、駐車場、多目的ホール等)</p> <p>② 地域の産業の振興に資する施設の整備(展示施設、物産会館等)</p> <p>③ 良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備(ポケットパーク、緑地、駐輪場、あずま屋、街路灯、ストリートファニチャー等)</p> <p>④ 子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備</p>																			
想定する具体的効果	市町村の計画する中心市街地活性化施策について特別交付税措置を行うことで、市町村の中心市街地活性化に向けた取組が促進される。																			
支援手続 (申請～交付決定)	<p>○市町村が中心市街地活性化基本計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けること。</p> <p>○対象経費について、特別交付税の照会(12月分)に算定基礎数値として回答されたものを計上。</p> <p>○中心市街地の再活性化のための単独事業の起債要望照会(年2回)に際し、中心市街地活性化基本計画の該当事業部分を添付の上申請書を提出。</p>																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT・ベンチャー	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	総務省																			
担当課室	地域力創造グループ地域振興室										電話(直通)		03-5253-5533							
URL																				

施策名	過疎地域における税制の特例										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	-			
											公共	非公共							
											-	-	○	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)						
			①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)	②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備					○		継続					
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等		過疎地域自立促進特別措置法第29条 租税特別措置法第37条第1項の表の第5号、 第37条の4、第65条の7第1項の表の第5号、 第65条の9、第68条の78、同法施行令第25条 第10項第2号、第39条の7第4項第2号									
	-		P17 29行		-														
概要 (支援の仕組み等)	過疎地域以外にある特定の事業用資産を譲渡した場合に、当該事業年度に過疎地域内にある事業用資産を取得し、1年以内に事業の用に供したとき又は供する見込みであるとき、当該譲渡による譲渡益の一部について課税を繰り延べることができる。																		
支援対象者 (実施主体)	事業者																		
支援内容 (単価・水準等)	<所得税の計算> (1)譲渡資産の譲渡価額 ≤ 買換資産の取得価額 ・譲渡所得 = 譲渡資産の譲渡価額 × 20% - (取得費 + 譲渡費用) × 20% ・税額 = 譲渡所得 × 税率 (2)譲渡資産の譲渡価額 > 買換資産の取得価額 ・譲渡所得 = 譲渡資産の譲渡価額 - 買換資産の取得価額 × 80% - ((取得費 + 譲渡費用) × (譲渡資産の譲渡価額 - 買換資産の取得価額 × 80%) / 譲渡資産の譲渡価額) ・税額 = 譲渡所得 × 税率 <法人税の計算> 買換資産につき、その圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額の100分の80に相当する金額(圧縮限度額)の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価格を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法(圧縮記帳)により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金の額に算入 ・圧縮限度額 = 圧縮基礎取得価額 × 差益割合 × 80 / 100 ・圧縮基礎取得価額 = 買換資産の取得価額、譲渡資産の譲渡対価の額のいずれか少ない金額(なお、先行取得資産等の場合は省略) ・差益割合 = 譲渡対価 - (譲渡資産の譲渡直前の帳簿価格 + 譲渡経費) / 譲渡対価																		
想定する具体的効果	本特例措置を講ずることにより、過疎地域において企業の誘致、施設の増設等を図り、安定的な雇用を増大させ、地域の活性化を図る。																		
支援手続 (申請～交付決定)	-																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー
	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	総務省																		
担当課室	地域力創造グループ過疎対策室										電話(直通)		03-5253-5536						
URL																			

施策名	過疎地域等自立活性化推進交付金											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	931 (554)			
												公共	非公共							
												-	○	-	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策		区分(新規・継続・変更)						
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)											②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備		継続			
	-											○		○		根拠法令等 予算補助				
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)											骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			-			
-											P17 29行		-							
概要 (支援の仕組み等)	過疎地域等における喫緊の諸課題に対応するため、本交付金により、過疎地域のモデル的なソフト対策、定住促進団地、空き家活用事業、遊休施設の再整備に係る過疎地域市町村等の事業及び地域住民主体による集落の維持・活性化に係る総合対策を支援。																			
支援対象者 (実施主体)	市町村、住民団体等																			
支援内容 (単価・水準等)	交付率等 1 過疎地域等自立活性化推進事業 : 定額 1,000万円 2 過疎集落等自立再生対策事業 : 定額 1,000万円以内 3 過疎地域集落再編整備事業 : 交付率 1/2以内 4 過疎地域遊休施設再整備事業 : 交付率 1/3以内																			
想定する具体的な効果	本交付金で市町村等の自主的な取り組みに対して財政的側面から支援することにより、生活支援機能及び定住環境を確保し、過疎地域の自立活性化を図る。																			
支援手続 (申請～交付決定)	1 過疎地域等自立活性化推進事業 及び 2 過疎集落等自立再生対策事業 ○募集 ○評価委員による評価 ○交付決定 ○事業実施、完了後実績報告 3 過疎地域集落再編整備事業 及び 4 過疎地域遊休施設再整備事業 ○募集 ○交付決定 ○事業実施、完了後実績報告																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT ヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
省庁名	総務省																			
担当課室	地域力創造グループ過疎対策室											電話(直通)		03-5253-5536						
URL																				

施策名	過疎地域自立活性化優良事例表彰														予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	-
															公共	非公共				
															-	-	-	-		
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策														(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)	
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)														②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			継続
	-														○		○			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)														骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等	
-														P17 29行		-				
概要 (支援の仕組み等)	地域の自立と風格の醸成を目指した過疎地域の取組を奨励するため、創意工夫をもって過疎地域の活性化に取り組み、すぐれた成果を上げ、過疎対策の先進的、モデル的事例としてふさわしい団体であること等を審査の基準として、優良事例を過疎地域自立活性化優良事例表彰委員会において選定のうえ、表彰するもの。																			
支援対象者 (実施主体)	市町村等																			
支援内容 (単価・水準等)	平成23年度:総務大臣賞3団体、全国過疎地域自立促進連盟賞3団体 平成24年度:総務大臣賞4団体、全国過疎地域自立促進連盟賞4団体 平成25年度:総務大臣賞4団体、全国過疎地域自立促進連盟賞6団体																			
想定する具体的効果	本表彰は、地域の自立と風格の醸成を目指した過疎地域の取組を奨励することにより、過疎地域の自立活性化を図る。																			
支援手続 (申請～交付決定)	○都道府県からの推薦 ○表彰委員による書類審査 ○表彰委員による現地調査 ○表彰委員会における受賞団体の決定																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー		その他
	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
省庁名	総務省																			
担当課室	地域力創造グループ過疎対策室														電話(直通)		03-5253-5536			
URL	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/iichi_gvousei/c-gvousei/2001/kaso/kasomain7.htm																			

施策名	地域の担い手創造事業											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	13 -			
												公共	非公共							
												-	○	-	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)											②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			新規			
	-											○		-		根拠法令等				
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)											骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				-		
-											-		-		-					
概要 (支援の仕組み等)	地域外の住民が地域に一定期間滞在し、地域住民とともに地域づくり活動を実践し、また、地域づくりの理論を学ぶための取組を支援するモデル実証事業を行う。 優良な事例について、事例研究を積み重ね、広く周知を行うことにより、そのノウハウを他の地域や他の分野に移転する。																			
支援対象者 (実施主体)	地方公共団体(都道府県、市町村)																			
支援内容 (単価・水準等)	全国3箇所程度のモデル実証を行う。																			
想定する具体的効果	地方においては人口減少や高齢化等の進行が著しく、地域力の維持・強化を図るためには、担い手となる人材を確保することが特に重要な課題となっている一方、地域に入る人材のスキルアップも図る必要がある。 そのため、地域外の住民が参加して地域づくり活動の実践塾を実施する地域の取組を支援し、全国各地における地域の担い手となる人材の育成を図る。 なお、取組を通じ、地域における交流・定住人口が増加し、地域力の維持・強化につながることが期待されるとともに、外部の視点を活かした地域おこしを行うことができるというメリットもある。																			
支援手続 (申請～交付決定)	平成26年度当初予算成立後、総務省において、モデル実証団体の募集を行い、審査を経て、モデル実証団体を決定。 採択団体においては、採択された日より後に発生した事業費のうち、本事業の趣旨に合致する経費が支援対象となる。																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
省庁名	総務省																			
担当課室	地域力創造グループ地域自立応援課											電話(直通)		03-5253-5394						
URL																				

施策名	「域学連携」地域活力創出モデル実証事業											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	18 (21)			
												公共	非公共							
												-	○	-	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	○											①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)	②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備		継続			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)											骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		-		
	-											P17 32行		-						
概要 (支援の仕組み等)	「域学連携」の取組を長期的に継続するため、地域において、「域学連携」に取り組み、必要な人員の派遣やコンサルティング、実際の活動のサポート等を担う組織づくりを行う地域を支援するためのプログラムの構築及び具体の事例による実証を行う。																			
支援対象者 (実施主体)	地方公共団体(都道府県、市町村)、大学、地域住民、NPO法人、地元企業等による連携主体																			
支援内容 (単価・水準等)	全国10箇所程度のモデル実証を行う。																			
想定する具体的効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と大学の間を取り持ち、両者のニーズに応じた適切なマッチングをサポートするとともに、「域学連携」事業の推進をはかる。 ・学生が地域に入って活動する際のアドバイスを行い、また、事業効果の検証と事業内容への反映をはかる。 																			
支援手続 (申請～交付決定)	平成26年度当初予算成立後、総務省において、モデル実証団体の募集を行い、審査を経て、モデル実証団体を決定。採択団体においては、採択された日より後に発生した事業費のうち、本事業の趣旨に合致する経費が支援対象となる。																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
省庁名	総務省																			
担当課室	地域力創造グループ地域自立応援課											電話(直通)		03-5253-5394						
URL	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/iichi_gyousei/c-gyousei/ikigakurenkei.html																			

施策名	地域おこし協力隊事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	-			
											公共	非公共							
											-	○	-	-			-		
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			継続			
	-										○		○		-				
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		-		
-										-		P12 3行目							
概要 (支援の仕組み等)	地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る取組について、地方自治体が意欲的・積極的に取り組むことができるよう、必要な支援を行う。																		
支援対象者 (実施主体)	地方公共団体(都道府県、市町村)																		
支援内容 (単価・水準等)	地域おこし協力隊員の募集等に要する経費については地域おこし協力隊員を募集する地方自治体あたり200万円上限、地域おこし協力隊員の活動に要する経費については地域おこし協力隊員1人あたり400万円上限(うち報償費等については200万円上限、報償費等以外の活動に要する経費については200万円上限)の特別交付税措置。																		
想定する具体的効果	人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域力の維持・強化を図るためには、担い手となる人材の確保が特に重要な課題となっている。一方、生活の質や豊かさへの志向の高まりを背景として、豊かな自然環境や歴史、文化等に恵まれた地域で生活することや地域社会へ貢献することについて、いわゆる「団塊の世代」のみならず、若年層を含め、都市住民のニーズが高まっていることが指摘されている。人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることは、都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化にも資する取組であり、有効な方策と考えられる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	地域おこし協力隊は、地方自治体が自主的・主体的に取り組むものであり、総務省はその取組実績を事後的に調査のうえ財政上の支援措置を講じるものである。したがって、国に対する事前の申請等の特段の行為を要しないものである。																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
省庁名	総務省																		
担当課室	地域力創造グループ地域自立応援課										電話(直通)		03-5253-5394						
URL	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/iichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html																		

施策名	子ども農山漁村交流による地域活性化モデル事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	30 (3)			
											公共	非公共							
											-	○	-	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			継続			
	○										-		-						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		-		
P81 29行目										P17 24行目		P9 31行目							
概要 (支援の仕組み等)	<p>小学校における農山漁村での長期宿泊体験活動(「子ども農山漁村交流プロジェクト」)の推進にあたり、受入側である農山漁村では高齢化等により受入体制の整備に必要なマンパワーの不足など様々な課題が見られるようになっている。一方で送出側の小学校では、教員の負担増が大きな課題となっており、受入地域との十分な調整、宿泊体験の実施が困難になっている。このようなことから、外部人材等を積極的に活用することにより、送出側と受入側のコーディネートや宿泊体験活動のサポートを行う体制を構築する。</p>																		
支援対象者 (実施主体)	地方公共団体(都道府県、市町村)																		
支援内容 (単価・水準等)	全国9箇所程度のモデル実証を行う。																		
想定する具体的効果	<p>小学校との宿泊場所(民泊等)の調整、宿泊体験中のメニューの企画、宿泊体験活動の支援等、外部人材等が送出側と受入側のコーディネートや宿泊体験活動のサポートを行うことにより、受入側におけるマンパワー不足の解消や、送出側における教員の負担減などが効果として期待される。</p>																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>平成26年度当初予算成立後、総務省において、モデル実証団体の募集を行い、審査を経て、モデル実証団体を決定。採択団体においては、採択された日より後に発生した事業費のうち、本事業の趣旨に合致する経費が支援対象となる。</p>																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	-	○	○	○	-	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-
省庁名	総務省																		
担当課室	地域力創造グループ地域自立応援課人材活性化・連携交流室										電話(直通)		03-5253-5394						
URL	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/iichi_gyousei/c-gyousei/kodomo.html																		

施策名	人材力活性化事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	15 (15)			
											公共	非公共							
											-	○	-	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
											①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)	②地域間の交流・連携の推進	③地域の生活や産業の基盤整備						
	-										○	-	-	-	継続				
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等	-			
概要 (支援の仕組み等)	<p>・地域づくりの担い手養成に関する講座・研修等の実施(自治体等が主体となって実施する場合の支援も含む。)による人材力の強化。</p> <p>・NPO、企業、地域団体等の主体性・地域性を活かした多様な主体が連携する取組が重要であることから、様々な分野における優良な事例について、事例研究を積み重ね、広く周知を行うことにより、そのノウハウを他の地域や他の分野に移転。</p>																		
支援対象者 (実施主体)	-																		
支援内容 (単価・水準等)	-																		
想定する具体的な効果	<p>地域で求められる人材像や、人材力活性化の取組における具体的な事例を数多く盛り込んだ『人材力活性化プログラム』について、実態調査等を通じてさらなる拡充を図るとともに、官民の連携による広域的な人材育成・交流の仕組みの構築のための実証研究も行うことにより、人材力の活性化・交流・ネットワークの効果的な推進を図る。</p>																		
支援手続 (申請～交付決定)	-																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
省庁名	総務省																		
担当課室	地域力創造グループ人材力活性化・連携交流室										電話(直通)		03-5253-5394						
URL	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/iichi_gyousei/c-gyousei/iinzairyoku.html																		

施策名	定住自立圏構想の推進										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	117 (158)			
											公共	非公共							
											-	○	-	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備			定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日(総行応第39号)制定)								
	-			○				○				継続							
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)			骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)				地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等							
-			P32 10行目				-												
概要 (支援の仕組み等)	定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の定住自立圏構想の推進に要する経費に対する特別交付税措置等の地方財政措置を講じるとともに、機能連携広域経営推進調査事業等により市町村域を越えた圏域の取組を支援する。																		
支援対象者 (実施主体)	定住自立圏構想に取り組む市町村等																		
支援内容 (単価・水準等)	○地方財政措置 ・包括的財政措置(特別交付税)(中心市:8,500万円程度、近隣市町村:1,500万円を基本に算定し、特別交付税措置) ・外部人材の活用に対する財政措置(1市町村あたり3年間、700万円上限に特別交付税措置) ・個別の施策分野における財政措置(病診連携等による地域医療の確保に要する経費(措置率0.8、上限800万円)を特別交付税措置) 等 ○機能連携広域経営推進調査事業 調査委託事業の実施(予算額:100百万円)																		
想定する具体的効果	定住自立圏に取り組む団体の増加やそれぞれの圏域での生活機能の確保等により、地方圏における定住の受け皿を形成していくこと。																		
支援手続 (申請～交付決定)	○地方財政措置 定住自立圏構想に取り組む市町村が定住自立圏共生ビジョンを策定し、当該ビジョンに基づく事業を実施。当該事業の実施に要する費用につき、市町村からの報告数値等に基づき、特別交付税措置等の地方財政措置を実施。 ○機能連携広域経営推進調査事業 総務省が提案募集し、定住自立圏構想に取り組む市町村等が応募。当該応募を受け、総務省が提案を評価し、委託先候補を決定。その後、総務省と委託先団体が契約を締結し、委託事業を開始。委託事業終了後、委託先団体が平成27年3月までに総務省に委託事業の実績を報告。																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IPベンチャー	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー
	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
省庁名	総務省																		
担当課室	地域力創造グループ地域自立応援課										電話(直通)		5253-5391						
URL	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/																		

施策名	外部専門家招へい事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	-																									
											公共	非公共																													
											-	○	-	-			-																								
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)																									
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備			継続																								
	-										○			-		-																									
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等	-																							
-										-			P11 26行目																												
概要 (支援の仕組み等)	市町村が、地域力の創造のために外部専門家(「地域人材ネット」登録者)を招へいして、地域独自の魅力や価値を向上させる取組に要する経費を特別交付税の算定対象とする。																																								
支援対象者 (実施主体)	市町村																																								
支援内容 (単価・水準等)	外部専門家を年度内にのべ10日以上活用することに要する経費(旅費、謝金(報償費)、先進市町村職員を活用する場合は旅費のみ。)を特別交付税の算定対象とする。1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、当面、連続した任意の3年間(1市町村につき1回に限る。)の財源手当とする。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">外部専門家活用区分</th> <th rowspan="2">財力指数 全国平均</th> <th colspan="3">上限額 (千円)</th> </tr> <tr> <th>初年度</th> <th>第2年度</th> <th>第3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 民間専門家等活用</td> <td>平均以下の市町村</td> <td>5,600</td> <td>3,500</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>平均超の市町村</td> <td>2,800</td> <td>1,750</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 先進市町村職員(組織)活用</td> <td>平均以下の市町村</td> <td>2,400</td> <td>1,500</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>平均超の市町村</td> <td>1,200</td> <td>750</td> <td>450</td> </tr> </tbody> </table> (財力指数全国平均:平成24年度(3カ年平均値)0.49)															外部専門家活用区分	財力指数 全国平均	上限額 (千円)			初年度	第2年度	第3年度	1 民間専門家等活用	平均以下の市町村	5,600	3,500	2,100	平均超の市町村	2,800	1,750	1,050	2 先進市町村職員(組織)活用	平均以下の市町村	2,400	1,500	900	平均超の市町村	1,200	750	450
外部専門家活用区分	財力指数 全国平均	上限額 (千円)																																							
		初年度	第2年度	第3年度																																					
1 民間専門家等活用	平均以下の市町村	5,600	3,500	2,100																																					
	平均超の市町村	2,800	1,750	1,050																																					
2 先進市町村職員(組織)活用	平均以下の市町村	2,400	1,500	900																																					
	平均超の市町村	1,200	750	450																																					
想定する具体的効果	地域活性化を目指す自治体が、地域活性化に関する知見及び実績を有する外部専門家を導入して、客観的な視点を得ながら地域資源を発見するなどにより、その取組を効果的・効率的に進捗させることを期待するものである。																																								
支援手続 (申請～交付決定)	①地方公共団体が、アドバイザー(外部専門家)招へい事業(地方単独事業)を実施。 ②地方公共団体が、特別交付税措置の対象となる経費について、特別交付税基礎数値として総務省に報告。 ③総務省が、報告された特別交付税基礎数値をもとに特別交付税措置。																																								
変更のポイント	-																																								
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																																				
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他																					
	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	-																						
省庁名	総務省																																								
担当課室	地域力創造グループ 地域自立応援課 人材力活性化・連携交流室										電話(直通)		03-5253-5392																												
URL	http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html																																								

施策名	地域力創造のための起業者定住促進モデル事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	38 (48)			
	公共	非公共																	
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策													区分(新規・継続・変更)			
			①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備						継続			
	-		○			○				-									
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等						-			
概要 (支援の仕組み等)	1. 外部専門家活用事業 市町村に対して、それぞれの課題解決に適した外部専門家を派遣するなどにより、当該市町村のモデル的取組を支援することを通じ、外部専門家を活用するにあたってのノウハウの調査・分析を行い、他市町村への普及を図る。																		
	2. 外部専門家紹介事業 地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進市町村で活躍している職員を紹介し、地域活性化に必要な外部専門家の活用を支援。 ○地域人材ネットの運営 地域活性化に取り組む民間専門家や先進市町村で活躍している職員等の外部専門家をデータベースに登録し、総務省ホームページに公表する。 (総務省「地域人材ネット」 http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html) ○地域力創造セミナーの開催 「地域人材ネット」登録者が講師となり、活力ある地域づくりや課題解決に取り組む各地方公共団体のノウハウ蓄積、人材育成等を支援するとともに、参加者同士のネットワーク構築の場を提供するために実施。																		
支援対象者 (実施主体)	市町村																		
支援内容 (単価・水準等)	上記1.については、 ○事業期間は単年度とする。 ○外部専門家派遣に係る旅費、謝金等のほか資料作成費や会議費など、外部専門家活用に係る経費で適正と認められるものについて、以下の限度額内において支出。 ・財政力指数が全国市町村平均以下の市町村 上限額 各500万円 ・財政力指数が全国市町村平均を超える市町村 上限額 各250万円 財政力指数全国市町村平均(平成22~24年度平均)=0.49																		
想定する具体的効果	地域活性化を目指す自治体が、地域活性化に関する知見及び実績を有する外部専門家を導入して、客観的な視点を得ながら地域資源を発見するなどにより、その取組を効果的・効率的に進捗させることを期待するものである。																		
支援手続 (申請～交付決定)	上記1.については、 ① 派遣希望市町村の募集。 ② 総務省による書類選考、応募市町村に対するヒアリングの実施。 ③ 総務省による派遣対象市町村・外部専門家の選考・個別協議。 ④ 派遣対象市町村・外部専門家の決定。 ⑤ 派遣対象市町村と外部専門家の協議による年間事業計画の作成。 ⑥ 市町村における事業の実施。 ⑦ 市町村が、支援対象となる経費の実績額を事務局(請負業者)へ報告。 ⑧ 事務局(請負業者)は、報告された実績額を市町村へ支払う。																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT ベンチャー	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	-
省庁名	総務省																		
担当課室	地域力創造グループ 地域自立応援課 人材力活性化・連携交流室												電話(直通)		03-5253-5392				
URL	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/iichi_gvousei/c-gvousei/modelligvo.html																		

施策名	地域おこし企業人交流プログラム										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	-			
											公共	非公共							
											-	○	-	-			-		
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			変更			
	-										○		○		-				
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		-		
-										-		P11(2)②							
概要 (支援の仕組み等)	三大都市圏内に本社機能がある民間企業に勤務する人材が、1～3年程度の期間、地方において地域づくり活動、地域の課題解決への取組等に従事し、魅力ある地域づくりを行うことで、地域の元気を創造するとともに、派遣元企業の社会貢献や、人材の育成・キャリアアップにも資する取り組みについて、地方自治体が意欲的・積極的に取り組むことができるよう、必要な支援を行う。																		
支援対象者 (実施主体)	地方公共団体(市町村)																		
支援内容 (単価・水準等)	地域おこし企業人の受入に要する経費について、1人当たり350万円(上限)の特別交付税措置。																		
想定する具体的効果	地域側においては、外部の視点・民間の視点や企業での経験、スキルを活用することにより地域課題の解決が図られ、企業側においては、企業の社会貢献につながるほか、社員に多様な経験を積ませることによる、社員のスキルアップが期待される。また、企業の人材が地域に派遣されることを通じ、企業と地域との架け橋となることも期待される。																		
支援手続 (申請～交付決定)	地域おこし企業人交流プログラムは、地方自治体が自主的・主体的に取り組むものであり、総務省はその取組実績を事後的に調査のうえ財政上の支援措置を講じるものである。したがって、国に対する事前の申請等の特段の行為を要しないものである。																		
変更のポイント	年齢要件を撤廃したほか、対象地域として、定住自立圏に取り組む市町村に加え、条件不利地域を追加した。																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー
	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
省庁名	総務省																		
担当課室	地域力創造グループ地域自立応援課										電話(直通)		03-5253-5394						
URL	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/iichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html																		

施策名	地方自治法施行60周年記念貨幣等発行事業											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	-			
												公共	非公共							
												-	-	-	○			-		
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)											②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			継続			
	-											-		-						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)											骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律(昭和62年法律第42号)		
-											-		-							
概要 (支援の仕組み等)	地域の活性化等に資する観点から、47都道府県ごとの図柄による地方自治法施行60周年記念貨幣を順次発行するほか、これと連携して日本郵便株式会社においても記念の切手を順次発行																			
支援対象者 (実施主体)	都道府県																			
支援内容 (単価・水準等)	各都道府県や有識者会議「地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に関する会合」の意見を踏まえて図柄等を決定した記念貨幣を発行(製造は独立行政法人造幣局)。																			
想定する具体的効果	都道府県が地域の創意工夫を活かしながら、それぞれの地域の美しい風物や重要なイベントなどを記念貨幣へ織り込む事により、地方自治に対する国民の理解を深めるとともに、地域、そして日本を見つめ直す機会を作り、地域活性化に寄与する。																			
支援手続 (申請～交付決定)	各都道府県や有識者会議「地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に関する会合」の意見を踏まえて図柄等を決定した記念貨幣を発行(製造は独立行政法人造幣局)。																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-
省庁名	財務省、総務省																			
担当課室	(財務省)理財局国庫課通貨企画調整室 (総務省)自治行政局行政課											電話(直通)	(財務省)03-3581-7910 (総務省)03-5253-5510							
URL	http://www.mof.go.jp/currency/coin/commemorative_coin/47_pref_coin_program/ioukyou.htm																			

施策名	地方分権振興交付金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	210 (245)			
											公共	非公共							
											—	○	—	—					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			継続			
	—										○		○						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等				
—										—		—							
概要 (支援の仕組み等)	地方自治法施行60周年記念貨幣の発行を契機として、都道府県による地方分権及び地域活性化の一層の振興を図るため、記念貨幣の図柄を考案した各都道府県が行う地方自治の伸展との地方自治法施行60周年記念の趣旨に沿って行う地方分権等の振興に資する事業に要する経費の一部について、国が交付金を交付する。																		
支援対象者 (実施主体)	都道府県																		
支援内容 (単価・水準等)	地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄を考案した都道府県に対し、次の事業に要する経費の一部について、記念貨幣の発行枚数に350円を乗じた額を上限として交付金を交付する。 (1) 記念貨幣の図柄の考案又は記念貨幣の発行に関連して行う事業 (2) その他地方自治の伸展との地方自治法施行60周年記念の趣旨に沿って行う地方分権等の振興に資する事業																		
想定する具体的効果	この交付金は、各都道府県が行う地場産業の振興、観光・交流の促進、人材育成その他の地域活性化の取組に幅広く活用されている。各都道府県が自ら事業を企画・実施することにより、それぞれの地域の事情に即した地域振興と地方自治の伸展が図られる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	① 記念貨幣の販売実績に関する造幣局からの報告に基づいて交付金の上限額(350円×発行枚数)を決定する。 ② 記念貨幣の図柄を考案した都道府県が貨幣発行年度に行った事業について交付金の交付を申請する。 ③ 総務省において申請内容を審査し、交付を決定する。 ④ 都道府県からの実績報告に基づき交付金の額を確定し、交付金の支払いを行う。																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
省庁名	総務省																		
担当課室	自治行政局行政課										電話(直通)		03-5253-5510						
URL	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/iichi_gyousei/bunken/chousa.html																		

施策名	コミュニティのあり方に関する調査研究事業											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	17 (22)		
												公共	非公共						
												—	○	—	—				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策											区分(新規・継続・変更)						
		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備							継続				
	—	—			—			—					—						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)	骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		—							
—	—			—					—		—								
概要 (支援の仕組み等)	<p>コミュニティは、構成員の高齢化や役員等の担い手不足、地域の人と人とのつながりの希薄化により、その機能が低下している。また、平成3年に創設された認可地縁団体制度についても、その運用について課題が指摘されているところである。</p> <p>現状において、コミュニティ活動の課題について整理を行い、これからの人口減少・少子高齢化社会の中で、コミュニティ活動の促進や活性化、認可地縁団体の活用などの先進事例等を参考に調査研究を行い、国としてどのような施策を講ずることができるか検討する。</p>																		
支援対象者 (実施主体)	—																		
支援内容 (単価・水準等)	—																		
想定する具体的効果	—																		
支援手続 (申請～交付決定)	—																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信			コンテンツ
	○	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
省庁名	総務省																		
担当課室	自治行政局住民制度課											電話(直通)		03-5253-5517					
URL	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/tosu_community/index.html																		

施策名	自動音声翻訳技術の研究開発											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	NICT運営費交付金の内訳 (NICT運営費交付金の内訳)						
	公共	非公共																					
	-	○																					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)						
	○											①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備			継続			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)											骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		-	
	P.85											-		-									
概要 (支援の仕組み等)	言語の壁を越えたコミュニケーションの実現のため、ネットワーク上に分散する知識情報を活用して、幅広い話題への対応を可能とし、かつ、翻訳結果を学習することにより、翻訳精度の向上を図ることを可能とするネットワークベース翻訳技術等の研究開発を実施。																						
支援対象者 (実施主体)	事業者(独立行政法人情報通信研究機構)																						
支援内容 (単価・水準等)	研究開発成果として得られた、音声から文字に変換する音声認識技術、文字を多言語に翻訳する機械翻訳技術、翻訳した文字を音声に変換する音声合成技術が、広く民間で活用されるよう、要素技術の技術移転を進めている。																						
想定する具体的効果	技術移転により、民間事業者が既にスマートフォン向けの翻訳アプリケーションを開発した事例がある。旅行会話の自動翻訳などのアプリケーション開発やサービス展開による市場の活性化が見込まれる。																						
支援手続 (申請～交付決定)	-																						
変更のポイント	-																						
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																		
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IPヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他				
	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-				
省庁名	総務省																						
担当課室	情報通信国際戦略局技術政策課研究推進室											電話(直通)		03-5253-5730									
URL																							

施策名	情報通信利用環境整備推進事業											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	510 (800)			
												公共	非公共							
												—	○	—	—					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)											②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			継続			
	—											○								
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)											骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		総務省設置法第4条第63号		
—											—									
概要 (支援の仕組み等)	超高速ブロードバンドの利活用向上を念頭に置きつつ、利活用の基盤となるインフラ整備を促進するため、医療・健康福祉・教育等の高度な公共アプリケーションの導入に資する超高速ブロードバンド基盤整備を実施する、過疎地・離島等を有する地方公共団体等に対し、交付金により事業費の一部を支援する。																			
支援対象者 (実施主体)	市町村等																			
支援内容 (単価・水準等)	交付対象経費の3分の1(離島の島内整備及び当該地域への接続に係る事業にあっては交付対象経費の3分の2)に相当する額の交付金を対象となる特定市町村に交付																			
想定する具体的効果	ICTは国民生活や経済活動の全般に組み込まれることにより、経済社会システムの抜本的効率化や新たなイノベーションを生み出す基盤となるものであり、我が国経済の更なる発展のためには、これらICTを徹底的に利活用することにより国民の生産性を高めることが必要不可欠。このため、本事業において、実際のICT利活用の基盤となる超高速ブロードバンドインフラの整備を推進し、ICTの徹底利活用を支える環境整備を行うことにより、誰もがICTの恩恵を迅速、公平、十分に実感・享受できる豊かな社会を実現するとともに、我が国の経済成長、競争力強化を図るものである。																			
支援手続 (申請～交付決定)	補助を受ける手順は、以下の通り ①地方公共団体が電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)に基づく実施計画を作成。 ②地方公共団体が実施計画の認定申請をし、総務大臣が計画を認定。 ③地方公共団体が認定を受けた実施計画に基づく超高速ブロードバンド整備についての交付金交付申請を総務大臣に行い、審査を経て総務大臣が交付決定を行う。																			
変更のポイント	—																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○		—	—	—
省庁名	総務省																			
担当課室	総合通信基盤局高度通信網振興課											電話(直通)		03-5253-5867						
URL																				

施策名	携帯電話等エリア整備事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	1,500 (2,480)			
											公共	非公共							
											—	○	—	—					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			継続			
	—										—		○						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		電波法第103条の2第4項第9号						
—										—		—							
概要 (支援の仕組み等)	地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島など)において、市町村が携帯電話等の基地局施設(鉄塔、無線設備等)を整備する場合や、無線通信事業者等が基地局の開設に必要な伝送路施設(光ファイバ等)を整備する場合に、当該基地局施設や伝送路の整備に対して補助金を交付。																		
支援対象者 (実施主体)	・都道府県(実施主体は市町村) ・無線通信事業者等																		
支援内容 (単価・水準等)	補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、開設される無線局に係るサービスエリア内の世帯数が100未満にあつては、3分の2に相当する額																		
想定する具体的効果	携帯電話等は国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、地理的条件や事業採算上の問題により利用することが困難な地域があり、それらの地域において携帯電話等を利用可能とし、普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。																		
支援手続 (申請～交付決定)	補助金を受ける手順は、以下のとおり。 ①対象者が各総合通信局等に連絡し、関係団体と調整の上、要望を行う。 ②各総合通信局等から補助対象となる旨を内示。 ③対象者が各地方総合通信局等へ申請書を提出。通知を受け、工事等を開始。 ④事業終了後、実績報告を各総合通信局へ提出し、額の確定を受け、補助金が精算払いされる。																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ヘーンゾク	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
省庁名	総務省																		
担当課室	移動通信課										電話(直通)		03-5253-5894						
URL	http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/purpose/keitai/																		

施策名	戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	2,051 の内数 1,850 の内数			
												公共	非公共							
												-	○	-	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)											②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			継続			
	○											-		-						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)											骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		第四期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定)		
P41 17行目											-		-							
概要 (支援の仕組み等)	ICTにおけるイノベーションの創出、研究者や研究機関における研究開発力の向上などを目的として、独創性や新規性に富む課題の研究開発を委託する事業。本事業のうち「地域ICT振興型研究開発」プログラムにおいて、ICTの利活用により地域社会の活性化を図るために、地域の大学、地方自治体、企業等の研究者が提案する研究開発課題へ資金を配分。																			
支援対象者 (実施主体)	大学、民間企業等																			
支援内容 (単価・水準等)	フェーズⅠ:1課題あたり上限300万円※(1か年度) フェーズⅡ:単年度1課題あたり上限1,000万円※(最長2か年度) ※間接経費は別途配分。 各機関と委託契約を毎年度締結(単年度契約)																			
想定する具体的効果	研究開発を通じたICTの利活用による地域貢献や地域社会の活性化。																			
支援手続 (申請～交付決定)	情報通信分野において、独創性・新規性に富む研究開発課題を、大学・独立行政法人・企業・地方公共団体の研究機関などから春頃に広く公募し、外部有識者による選考評価の上、採択課題を夏頃に決定し、研究開発を委託。																			
変更のポイント																				
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり、地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○		-	-	-
省庁名	総務省																			
担当課室	情報通信国際戦略局技術政策課											電話(直通)		03-5253-5725						
URL	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/scope/																			

施策名	新世代通信網テストベッド(JGN—X)構築事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	NICT運営費 交付金の内数 (NICT運営費 交付金の内数)			
											公共	非公共							
											—	○	—	—					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	○										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備		継続	
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		—		
	45頁 3～6行目										—		—		—				
概要 (支援の仕組み等)	新世代ネットワークの実現に不可欠な要素技術の研究成果を統合し大規模な試験ネットワークとして構築することにより、新世代ネットワークの実証・評価を実施し、新世代ネットワークのシステム基盤技術を確立する。また、試験ネットワークを技術評価環境(テストベッド)として広く産学官に開放し、新しいアプリケーションのタイムリーな開発を促進する。さらに、海外の研究機関(米国、欧州等)との接続により、戦略的な国際共同研究・連携を推進し、国際競争力の強化を図りつつ、更なる経済成長を実現する。これらテストベッドを提供し、新たなネットワークサービスとともに利用いただくことで、新たなアプリケーション、新たな市場を創造する。																		
支援対象者 (実施主体)	大学、事業者等																		
支援内容 (単価・水準等)	北海道から沖縄にいたる広域なテストベッドを享受できる環境を提供し、新世代ネットワーク技術及びその利活用技術に関する研究開発を支援する。																		
想定する具体的効果	日本全国に及ぶ本テストベッドを各地域の大学及び事業者等が利用し、新世代ネットワーク技術及びその利活用技術の実証実験等を行うことで、地域の新たなネットワークアプリケーション事業が創出されるとともに、人材の育成にも貢献する。																		
支援手続 (申請～交付決定)	<ul style="list-style-type: none"> ・本テストベッドは、新世代ネットワーク技術及びその利活用技術の研究開発目的の利用に対して無償で提供するもの。 ・詳細な利用の手続きについては、「http://www.jgn.nict.go.jp/」参照。 																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり、地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
省庁名	総務省																		
担当課室	情報通信国際戦略局技術政策課										電話(直通)		03-5253-5727						
URL	http://www.jgn.nict.go.jp/																		

施策名	ICT地域マネージャー派遣事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	134の内数			
											公共	非公共				144の内数			
											-	○	-	-		-			
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			継続			
	-										○		-		-				
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		-
-										-		-		-					
概要 (支援の仕組み等)	ICTを活用した新たな取組を検討する地方公共団体等の申請に基づき、課題整理、アドバイス・提言、情報提供等を行うICT人材を一定期間派遣する。																		
支援対象者 (実施主体)	地方公共団体及び地方公共団体と共同で事業の運営等を行う地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人又は特定非営利活動法人等																		
支援内容 (単価・水準等)	ICT人材の派遣に係る経費(謝金・旅費)を国が負担																		
想定する具体的効果	支援対象者に対して、ICTの知見、ノウハウ等を有するICT地域マネージャーを派遣し、地域におけるICT利活用に関する助言、提言、情報提供等を行うことにより、地域におけるICT利活用を促進し、活力と魅力ある地域づくりに寄与するとともに、地域においてICTを活用した取組みの中核を担える人材を育成する。																		
支援手続 (申請～交付決定)	派遣を受ける手順は、以下のとおり。 ○ 公募期間中(年度当初頃)に地方公共団体等が派遣申請を総務省に提出。 ○ 総務省は申請内容を審査し、派遣先を選定。 ○ 総務省は派遣先と派遣するICT人材(ICT地域マネージャー)を決定。 ○ 総務省は派遣するICT人材をICT地域マネージャーに委嘱。 ○ 派遣先地方公共団体は、ICT地域マネージャーと派遣日程等を調整し指導等を受ける。 ○ 総務省は派遣先とICT地域マネージャーから月次で派遣報告を求め、実績に基づき謝金と旅費を支給。																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり、地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
省庁名	総務省																		
担当課室	地域通信振興課										電話(直通)		03-5253-5758						
URL	http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictrivou/manager.html																		

施策名	地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援													予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	29,799 (31,733)
														公共	非公共				
施策の位置付け (該当に○印)	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策													区分(新規・継続・変更)					
	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策			①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備			変更						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)			骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等		電波法第103条の2第4項第9号、第11号の2							
概要 (支援の仕組み等)	地上デジタル放送への完全移行後の課題に対応するため、補助金等により、地上デジタル放送の受信相談・調査・支援体制の継続、新たな難視地区等における恒久対策などの必要な環境整備・支援策を実施。																		
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市町村、放送事業者、共聴施設の管理者 等。																		
支援内容 (単価・水準等)	①デジタル中継局を整備する者(都道府県、市町村、放送事業者等)に対し、その費用の一部を補助(補助率:1/2、2/3)。 ②辺地共聴施設の改修・新設等を実施する者(市町村又は施設の設置者)に対し、その費用の一部を補助(補助率:1/2、2/3、定額)。 ③以下の各事業の実施主体(民間法人等)に対し、当該事業に必要な経費を補助。 ・国民からのデジタル化に関する幅広い問合せに対応する地デジコールセンターを運営(補助率:定額) ・新たな難視地区において高性能アンテナ、ケーブルテレビ等移行等の対策を実施(補助率:定額) ・デジタル混信を解消又は防止するための対策を実施(補助率:1/2、2/3、定額) ・新たな難視等の暫定対策として、衛星により地上デジタル放送を実施(補助率:2/3)するとともに、当該放送の利用対象者への受信対策を実施(補助率:定額) ・新たな難視の恒久対策やデジアナ変換サービス終了対策が必要な低所得世帯等に対し、地デジチューナー等の支援を実施(補助率:定額)																		
想定する具体的効果	これまで放送が果たしてきた社会的公共性、災害時を含む情報の一斉同報性といった、長く国民に定着している放送サービスに加え、地上デジタル放送の有する地域密着型のきめ細やかな放送サービスを楽しむことが可能となる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	①・②について 3月 総務省が支援の第1次要望調査を実施。 5月 総務大臣が補助金の交付を決定し、工事業者等が工事を開始(予定)。 以降、総務省が計画的に要望調査等を実施(予定)。 ③について 平成26年予算成立後、総務大臣が補助金の交付を決定。 以降、各事業の実施主体(民間法人等)が当該事業を開始。																		
変更のポイント	地デジチューナー等の支援対象について現行化(対象の追加)。																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT バージョン	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり、地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	
省庁名	総務省																		
担当課室	情報流通行政局地上放送課、デジタル放送受信推進室													電話(直通)		03-5253-5791、5949			
URL	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/index.html																		

施策名	消防防災施設整備費補助金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	1,619 (1,904)			
											公共	非公共							
											○	—	—	—					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			継続			
	—										—		—						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		—						
—										—		—		—					
概要 (支援の仕組み等)	地震等の大規模災害や特殊災害、増加する救急需要等に適切に対応し、住民生活の安心・安全を確保するため、市町村等における耐震性貯水水槽等の消防防災施設の整備に要する経費の一部を補助する。																		
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市町村(特別区、市町村の加入する一部事務組合及び広域連合を含む。)																		
支援内容 (単価・水準等)	<input type="checkbox"/> 補助対象施設 ①耐震性貯水水槽、②備蓄倉庫(地域防災拠点施設)、③防火水槽(林野分)、④救助活動等拠点施設、⑤活動火山対策避難施設、⑥画像伝送システム(施設分)、⑦広域訓練拠点施設、⑧高機能消防指令センター総合整備事業、⑨救急安心センター等整備事業 <input type="checkbox"/> 補助率 総務大臣が定める基準額の1/3、1/2(一部過疎地域や離島地域等において嵩上げあり(5.5/10))																		
想定する具体的効果	地震等の大規模災害や特殊災害、増加する救急需要等に適切に対応し、住民生活の安心・安全を確保するため、各市町村における消防力水準の均衡的向上を計画的に推進し、全国的に地域の消防防災体制を確立することができる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	補助を受ける手順は、以下のとおり。 ①市町村から提出された要望書をもとに都道府県が要望総括表を作成し、総務省に提出。 ②総務省と都道府県において補助金の充当を協議。 ③総務省は充当協議等を受けた事業について、都道府県ごとに補助金の配分を連絡。都道府県は市町村に配分を連絡。 ④市町村は配分連絡をもとに、都道府県を通じて総務省へ交付申請書を提出。 ⑤総務省は、交付申請書をもとに当該事業が補助事業として適切と認められた場合に交付決定を行う。																		
変更のポイント	「備蓄倉庫」について、地域防災拠点施設として活用できるよう機能を拡充。 「広域訓練拠点整備事業」について、補助基準額の増額改定。 「林野火災用活動拠点広場」の名称を「救助活動等拠点施設」に改めるとともに、「自家給油施設」を補助対象施設に追加。																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○															○
省庁名	総務省消防庁																		
担当課室	消防・救急課										電話(直通)		03-5253-7522						
URL	http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/zaisei_info/index.html																		

施策名	緊急消防援助隊の充実強化										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	4,897 (4,896)			
											公共	非公共							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)			
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備			継続		
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		消防組織法第45条 消防組織法第49条第2項 緊急消防援助隊に関する政令第6条	
概要 (支援の仕組み等)	地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、出動する緊急消防援助隊の活動体制を確保するために、必要な地方公共団体の設備の整備を促進する。																		
支援対象者 (実施主体)	緊急消防援助隊を構成する部隊を設置する市町村(特別区、市町村の加入する一部事務組合及び広域連合を含む。)消防救急デジタル無線設備及び救助消防ヘリコプター等については地方公共団体																		
支援内容 (単価・水準等)	○補助対象設備 ・緊急消防援助隊に係る資機材及び車両等 ・緊急消防援助隊の活動を円滑にするための消防救急デジタル無線 ○補助率 ・総務大臣が定める基準額の1/2																		
想定する具体的効果	地震等の大規模災害や特殊災害、増加する救急需要等に適切に対応し、住民生活の安心・安全を確保するため、各市町村における消防力水準の均衡的向上を計画的に推進し、全国的に地域の消防防災体制を確立することができる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	補助を受ける手順は、以下のとおり ①市町村から提出された要望書をもとに都道府県が要望総括表を作成し、総務省に提出。 ②総務省と都道府県において補助金の充当を協議。 ③総務省は充当協議等を受けた事業について、都道府県ごとに補助金の配分を連絡。都道府県は市町村に配分を連絡。 ④市町村は配分連絡をもとに、都道府県を通じて総務省へ交付申請書を提出。 ⑤総務省は、交付申請書をもとに当該事業が補助事業として適切に認められた場合に交付決定を行う。 ⑥市町村は補助金の交付を受けて整備した設備において、緊急消防援助隊に登録。																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー
	○	○	○	○															○
省庁名	総務省消防庁																		
担当課室	消防・救急課										電話(直通)		03-5253-7522						
URL	http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/zaisei_info/index.html																		

施策名	新たな広域連携の促進										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	129 ()			
											公共	非公共							
											-	○	-	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策												区分(新規・継続・変更)						
	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策																		
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備													
	-	○		○			○					新規							
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等								
	-		P32 12行目			-													
概要 (支援の仕組み等)	人口減少社会において、人々の暮らしを支え、経済をけん引していく核となる都市やその圏域を戦略的に形成し、その上で全国の基礎自治体の人々の暮らしを支える行政サービスを持続可能に提供していく仕組みが必要との認識のもと、他の圏域等の先行的なモデルとなるような新たな市町村間の広域連携や都道府県による補完などの取組を行う地方公共団体に委託調査を実施し、先進事例を構築する。																		
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市町村																		
支援内容 (単価・水準等)	○新たな広域連携モデル構築事業 調査委託事業の実施(予算額:129百万円)																		
想定する具体的効果	「地方中枢拠点都市圏」を形成し、人々の暮らしを支え、地方の経済をけん引していく役割を積極的に果たす、「人口減少社会における反転攻勢の砦」を築くこと。 地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携が困難な場合における都道府県の補完、三大都市圏における同程度の規模・能力がある都市の間での水平・相互補完的、双務的な役割分担の促進により、行政サービスの提供体制を構築すること。																		
支援手続 (申請～交付決定)	○新たな広域連携モデル構築事業 総務省が提案募集し、新たな広域連携に取り組む都道府県・市町村が応募。当該応募を受け、総務省が提案を評価し、委託先候補を決定。その後、総務省と委託先団体が契約を締結し、委託事業を開始。委託事業終了後、委託先団体が平成27年2月までに総務省に委託事業の実績を報告。 ○地方財政措置 平成26年度実施の先行的モデル事業を検証し、平成27年度から地方交付税措置を講じて全国展開を図る。																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT ペーシオン	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり、地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
省庁名	総務省																		
担当課室	自治行政局市町村課										電話(直通)		03-5253-5516						
URL																			

施策名	集落支援員事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	-				
											公共	非公共								
											-	○	-	-			-			
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)				
											①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)	②地域間の交流・連携の推進	③地域の生活や産業の基盤整備							
	-										○	○	-		継続					
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等	-				
概要 (支援の仕組み等)	地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施。																			
支援対象者 (実施主体)	地方公共団体(都道府県、市町村)																			
支援内容 (単価・水準等)	地方自治体が、集落支援員に取り組む場合の財政支援については、集落支援員1人あたり350万円上限の特別交付税措置を講ずることとしている。ただし、自治会長等が集落支援員を兼務する場合においては、40万円を上限とする。																			
想定する具体的効果	過疎地域等に所在する集落の多くにおいては、人口減少と高齢化の進展に伴い、生活扶助機能の低下、身近な生活交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加などの重大な問題となっている。集落の住民が集落の問題を自らの課題としてとらえ、市町村がこれに十分な目配りをした上で施策を実施していくことが有効な方策と考えられる。																			
支援手続 (申請～交付決定)	-																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
省庁名	総務省																			
担当課室	地域力創造グループ地域自立応援課										電話(直通)		03-5253-5394							
URL	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/iichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyosei08_03000070.html																			